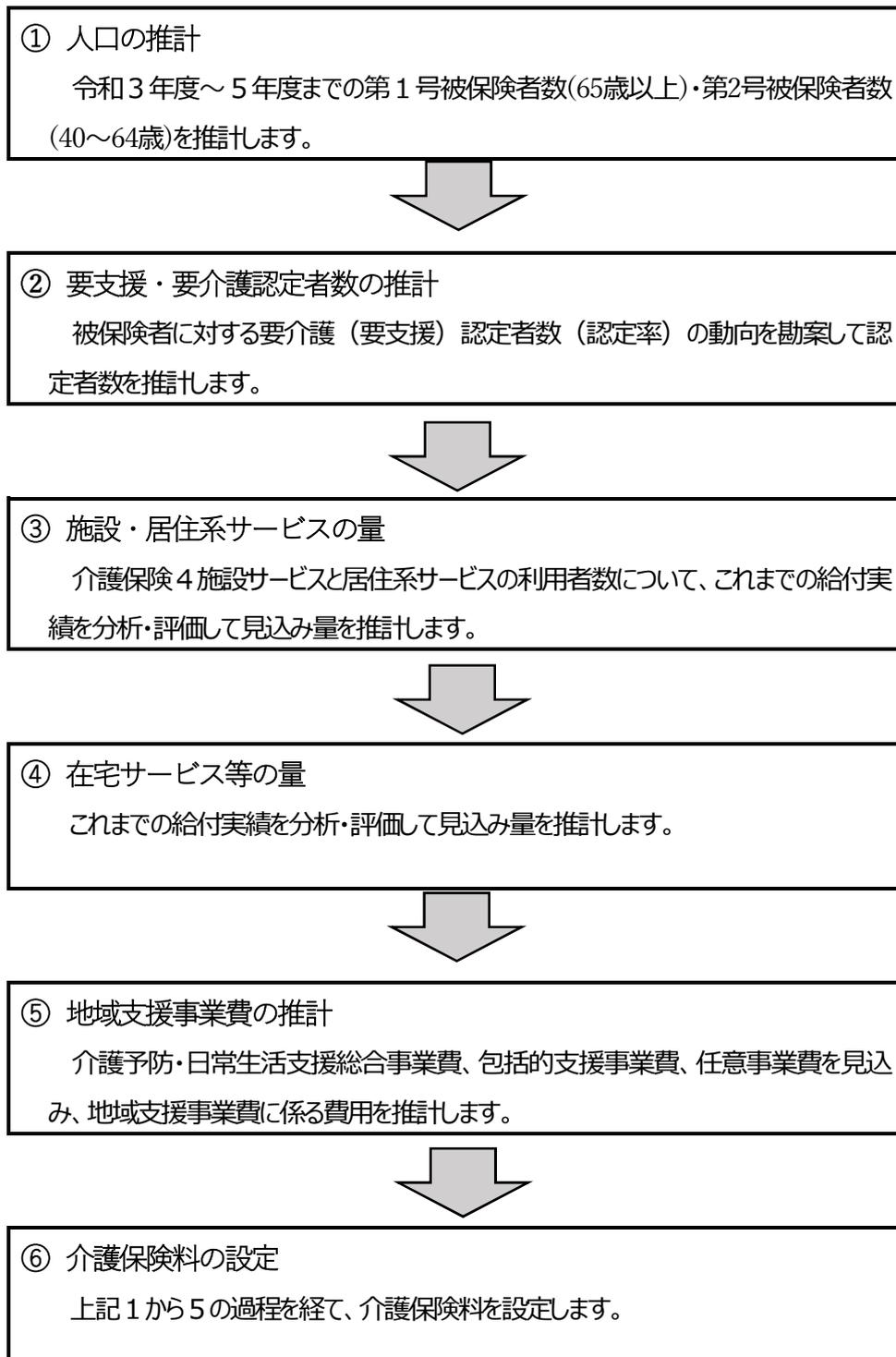


第6章 介護保険料の算定

1. 介護保険料の算定の流れ

第8期介護保険事業計画期間中における保険料については、下記の過程で算定します。

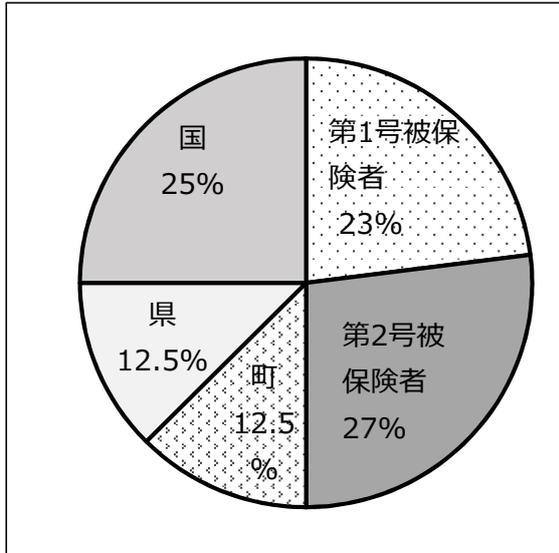


2. 第1号被保険者の負担割合

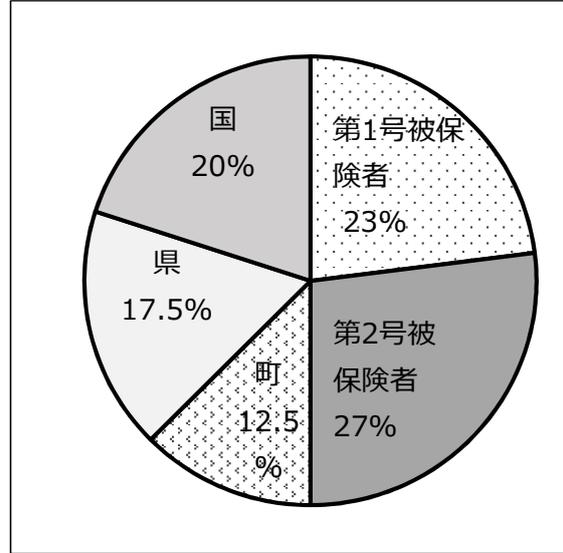
介護保険制度の費用は、総給付費のうち50%を「公費負担」、残り50%を第1号被保険者、第2号被保険者からの「保険料負担」とされています。

■ 介護保険給付費の財源内訳 ■

在宅サービス

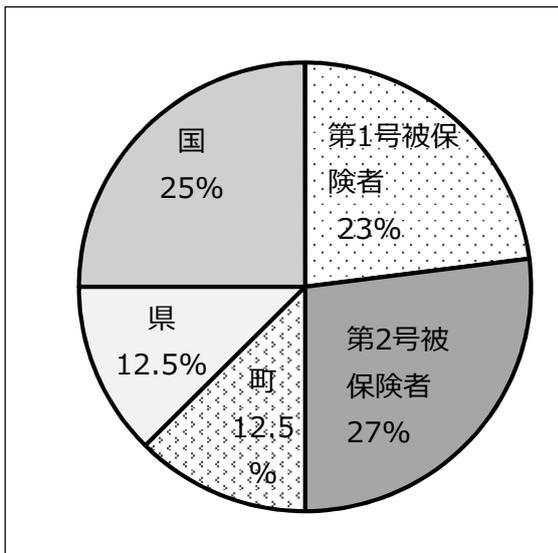


施設サービス

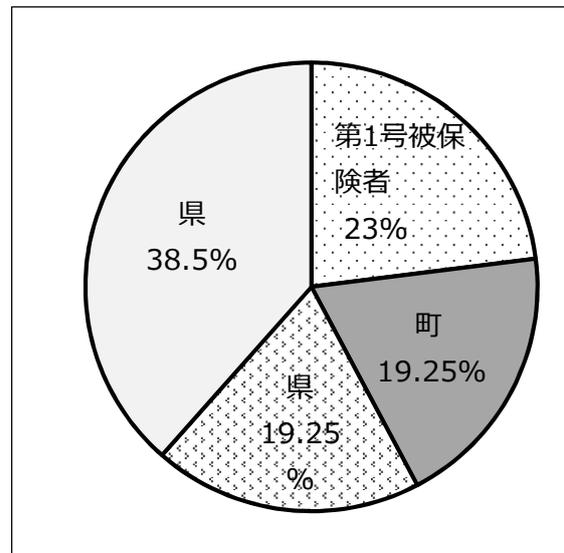


■ 地域支援事業費の財源内訳 ■

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



3. 所得段階別被保険者数の見込み

令和3年度～5年度における所得段階別被保険者数を下記のとおり見込みました。

単位 人

所得段階区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1段階	713	709	705
第2段階	595	591	588
第3段階	494	491	488
第4段階	845	840	836
第5段階	1,458	1,449	1,441
第6段階	1,077	1,071	1,065
第7段階	661	657	653
第8段階	214	213	211
第9段階	189	188	186
被保険者合計	6,246	6,209	6,173
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	6,186	6,149	6,113

4. 第1号被保険者保険料の算定

(1) 第8期介護保険料の算定

第8期介護保険事業計画期間中の介護保険サービス事業量を見込み、各種諸費用、保険料収納率、所得段階別被保険者数の見込み等を踏まえ、介護保険料基準額を算定します。

単位 円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額(A)	2,255,527,286	2,312,930,767	2,347,803,119	6,916,261,172
地域支援事業費(B)	81,005,000	82,131,000	82,707,000	245,843,000
第1号被保険者負担分相当額(A+B)×23%=(C)	537,402,426	550,864,206	559,017,327	1,647,283,960
調整交付金相当額(D)	114,907,964	117,816,688	119,573,856	352,298,509
調整交付金見込額(E)	161,584,000	159,382,000	155,587,000	476,553,000
調整交付金見込交付割合	7.90%	7.60%	7.31%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.8832	0.8961	0.9089	
所得段階別加入割合補正係数	0.9897	0.9897	0.9899	
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(F)				16,101,000
保険料収納必要額(C+D-E-F=G)				1,506,928,468
所得段階別加入割合補正後被保険者数(H)	6,186	6,149	6,113	18,448
予定保険料収納率(I)				98.00%
保険料の基準額[(G÷I)÷H÷12か月]			月額基準額	6,946

(2) 第8期所得段階別介護保険料

第1号被保険者の介護保険料は、介護保険基準月額を1.0として、それに対する所得段階での割合によって、個人の介護保険料が決定されます。

本町の介護保険料の所得段階は、国が示す基準に従って9段階とします。

第8期所得段階別介護保険料

基準額 6,946円(月額)

所得段階 区分	対象者	負担 割合	介護保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方、世帯全員が町民税非課税で前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.3	25,000円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下で第1段階に該当しない方	0.5	41,600円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない方	0.7	58,300円
第4段階	世帯のだれかに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.9	75,000円
第5段階	世帯のだれかに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、第4段階に該当しない方	1.0	83,300円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	100,000円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	108,300円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	125,000円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	1.7	141,600円

※年額を計算する際は、100円未満を切捨てします。